

質問（質疑）通告一覧

12月4日（水）

1 宇野 裕 議員 自民党（代表質問）

1. 知事の政治姿勢について
 2. ちば2003年アクションプラン（案）について
 3. 財政問題について
 4. 市町村合併について
 5. 三番瀬問題について
 6. 福祉問題について
 - (1) 今後の健康福祉施策の取組
 - (2) 千葉県老人保健福祉計画の見直し
 - (3) 社会福祉法人千葉県厚生事業団
 7. ディーゼル車排出ガス対策について
 8. 経済・雇用対策について
 9. 千産千消の推進について
 10. 江戸川第一終末処理場について
 11. 教育問題について
 - (1) 学力向上対策
 - (2) 少人数教育
 - (3) 県立高等学校の再編
 12. その他
-

○宇野 裕君 おはようございます。八日市場市選出の宇野裕であります。来年度の予算編成の大詰めを間近に控えた現在、その方向性について大きな関心、注目が集まっております。今後の本県、また市町村とのあり方をも含めて、まさに予断を許さない状況下の今県議会において、先輩・同僚議員の皆様方の深い、温かい御理解をいただきまして、自由民主党の代表質問の機会をいただくことができました。責任を果たすべく、力いっぱい頑張りますので、よろしくお願ひいたします。

私の質問は多岐にわたりますが、きょうは地元から私の後援会の方々が大勢いらっしやっておりますので、知事、副知事初め関係部局長には、できるだけ簡明に、かつまた、将来に向けて希望の持てる御答弁をよろしくお願ひをいたします。

それでは、以下、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお伺ひいたします。

その第1は、今後の県政運営にかかわる基本的な方向性についてであります。

冒頭申し上げましたように、現在、県では、さま変わりしてきた社会・経済情勢やそれに起因した財政状況の悪化に対応するため、スプリングレビューから始まり、行政・財政両面からの改革を通じて各種事業や補助金のあり方などを全般的に見直し、これらに基づきアクションプラン案が提示されたところであります。こうした動きは各方面に大きな影響を与えるものであり、多くの反響を耳にいたします。

我が党県連は、昨日までに移動政調会と団体ヒアリングを終了し、市町村長や団体代表の皆様から、特に県の来年度以降の方向性についての御意見を伺ったところであります。この中で最も多かった意見が、市町村の意見を十分に聞いてもらえなかった、決定と発表が余りに唐突であったという声でありました。そのほかにも、県より厳しい財政状況の市町村に新たな財政負担を強いるもの、県との信頼のもとに推進してきた事業が突然変更される、市町村総合支援制度も、一律の上限や限度額の設定、県のチェックなど市町村の実情を無視した一方的な内容であるなど、県の姿勢に対する切実な厳しい意見が聞かれたところであります。

我が党は、市町村や団体と県との信頼関係、また、政策・事業の必要な継続性について、ここでいま1度、その重要性を指摘したいと思ひます。この継続性については、これまで推進してきた5か年計画についても触れておく必要があると思ひます。知事は5か年計画については、これまでの定例会の答弁において、13年12月定例会では「計画の事業を土台とし」としておられましたが、本年6月定例会では「策定当時の経緯等を踏まえつつも」と、5か年計画に対するトーンが明らかに落ちてきております。確かに急激な変化の中にある現在、安定した社会・経済情勢を前提としたこれまでの5か年計画による手法は限界かもしれません。

そこでお伺ひいたします。

第1点として、現在、本県は大きな転換期であると認識しますが、来年度以降の方向性を打ち出すに当たって、先ほど紹介した市町村や団体等の厳しい切実な意見をどう認識しておられるのか。また、来年度予算編成に向けて限られた時間の中で、こうした切実な声に対して納得のいく回答を出していけるのかどうか。

第2点として、知事は、これまでの5か年計画について、どのように評価しておられるのか。また、御自身として、同様の計画を引き続き策定される考えはあるのかどうか、お伺いをいたします。

政治姿勢の第2は、男女共同参画社会についてであります。

去る11月12日の参議院内閣委員会において、我が党の亀井郁夫参議院議員が男女共同参画基本法について質問をいたしました。この答弁の中で福田康夫官房長官が、男らしさとか女らしさ、これはやっぱり男女という性別がある限り、あるのではないかと思います。

(中略)男らしさとか女らしさ、これを否定しているものではありませんと明言をいたしました。

また、ジェンダーフリーについての質問には板東真理子内閣府男女共同参画局長が、ジェンダーフリーという用語はアメリカでも使われておりませんし、北京宣言及び行動綱領や最近の国連婦人の地位委員会の年次会合の報告書などでも使われておりません。もちろん、日本の男女共同参画社会基本法、男女共同参画基本計画等の法令においても使用しておりません。(中略)現在、一部に、男性と女性の区別をなくするんだ、男性と女性を画一的に扱うんだ、画一的に男性と女性の違いを一切排除しようという意味でジェンダーフリーという言葉を使っている方がいらっしゃる、そういうことは大変一部に誤解を持たれているんだなと思いますが、ジェンダーフリーという用語の公的な使用を否定しております。

さらに、男女共同参画社会に関する教育の問題が続いた後、千葉県条例についての指摘がありました。入札参加資格に対する考慮や家族経営協定についての言及に対し、米田建三副大臣が、男女共同参画の考え方の本来の趣旨をしっかりと御認識をいただいた上で、今後、それぞれの地方公共団体の判断のもとで男女共同参画推進の正しい取り組みが推進されることを期待しているところであります。(中略)一般に自由な民主的な社会においては、個人の暮らし方、あるいは家庭のあり方にまで公権力が口を挟むのはいかなるものかという、そういう御意見、一般的な原則論としては私は正しいと思っております。(中略)やはり画一的なルールを強制的に押しつけるものであるという、こういう誤解を生まないような努力が必要であると答弁をしております。

いずれも政府の公式な見解であり、千葉県条例については、9月定例会における我が党県連の主張が正当なものであったことを証明したところであります。

さて、今回のこの政府見解の中で、特に板東局長のジェンダーフリーについての見解は本県にも大きな影響があるものであります。この用語を使用するのは一部の方々とのことですが、本県は公式文書でこの用語を使用しております。平成13年9月28日付「教指第1164号」において、県立高等学校、盲・聾・養護学校長あてに、「学校におけるジェンダーフリー教育の推進及びジェンダーに関わる環境の見直しについて(通知)」とした表題で、1、積極的にジェンダーフリー教育を推進する、2、学校生活をジェンダーフリーな環境に整える、3、ジェンダーフリーに関する研修を実施し、教職員、生徒等の意識を改革することの3点を指示しております。さらに、同通知の写しを各地方出張所長と各市町村の教育長に送付し、趣旨の徹底、依頼をしております。政府の見解が示された現在、同通知の存在は大きな問題であります。

そこでお伺いいたします。

第1点として、基本法に対する政府見解を、知事はどう受けとめられるのか。また、特に千葉県条例に言及した見解を受けて、提案した条例を、今、改めてどのように考えるのか。

第2点として、ジェンダーフリーは一部という政府見解であるが、教育長は、一部の表現であるジェンダーフリーを使用した通知をどのような考えに基づいて発したのか。

これに対して、知事はどのように考えているのか。

また、明確な政府見解が出された以上、この通知は破棄、あるいは訂正するのが当然と思うが、そのような考えがあるのかどうか、お伺いをいたします。

次に、「ちば2003年アクションプラン（案）」についてお伺いをいたします。

本県における経済情勢は、ここ数年にわたり倒産が相次ぐとともに、雇用に関しても、これまで予想だにできなかった5%台の過去最高水準の完全失業率が5カ月連続して続くなど、長期にわたり非常に厳しい状況が続いております。最近では中高年者に加え、高校卒業の若い世代の失業率も高まるなど、県民の間にも、将来への閉塞感や生活の先行きへの不安感が確実に広がっております。景気や雇用対策の多くが国の役割であることは理解しておりますが、こうした情勢を目の前にして、厳しい状況にある中小企業への支援や雇用の確保等、県としても可能な限りの手を打っていくべきではないかと考えております。昨年のアクションプランにも、産業の活性化や雇用の創出が重要な施策として位置づけられましたが、その成果は県民の目に見える形でなかなかあらわれていないというのが実情ではないでしょうか。

一方、国においては、平成7年に地方分権推進委員会が設置され、これまでの集権的なシステムを転換し、国と地方の明確な役割分担に基づく地方分権型システムの構築を目指し、国から地方自治体への権限の移譲が進められてきました。しかし、これと対となるべき財源の移譲は依然として進まず、さきの10月30日の地方分権改革推進会議の「事務・事業の在り方に関する意見」を見ても、国庫補助金の削減だけが盛り込まれ、財源の移譲については、今回もまた見送られる結果となりました。こうした状況は、厳しい経済情勢の中で新たな活力ある県づくりを目指す我々にとって、まことに遺憾なことであります。

堂本知事は、就任以来、一貫して千葉主権の確立をスローガンとして掲げ、中央集権型社会から脱却し、新しい分権型社会を構築していくことを強く主張され、その実現に向けた基本的方向として、千葉からの「変革と創造」を去る6月に発表されました。そして、このたび「変革と創造」の具体化を図るものとして、この「2003年アクションプラン（案）」を取りまとめたと聞いております。

本県は、豊かな自然や全国有数の農林水産業や工業など、さらなる発展に向けた多彩な財産を有しており、これらの貴重な財産と限られた財源をいかに結びつけ、新しい分権型社会を構築していくのかということが、今、まさに求められているものと考えております。しかし、アクションプラン（案）を見ると、施策の分野がさらに広がっておりますが、限られた財源の中で、県民生活の厳しい状況や切実な要望などを十分に酌み取り、さらに施策を絞り込むべきではないのか。また、美辞麗句は並んでおりますが、具体的な事業内容や予算との関係など、具体性に欠けるのではないかとこの感を強く抱いております。

経済・社会情勢等の変化にフットワークよく対応する知事の姿勢は大変評価するところでありますが、年度ごとに施策や事業を組み替えるのではなく、中長期的な視点に立ち、

県土づくりや経済活性化の方向など明るい未来を県民に示し、理解を得ながら、戦略的かつ継続的に県政運営を行っていくことも、また必要なのではないのでしょうか。さきにも述べましたとおり、一向に上向きにならない経済情勢と、極めて厳しい財政状況の中で、まさに知事の手腕が問われているところであり、今後の施策展開とその成果については、我々も大いに注目してまいりたいと考えております。

そこでお伺いいたします。

第1点として、「ちば2003年アクションプラン(案)」は、どのような点に重点を置いているのか。また、昨年と比べ、どのような特徴があるのか。

第2点として、厳しい財政状況の中ですべての事業を予算化できるのか、お伺いをいたします。

次に、当面する財政問題についてお伺いをいたします。

最近の経済情勢を見ると、株価の低迷、アメリカ経済等への先行き懸念などから、景気は持ち直しに向けた動きはあるものの、回復へのテンポをさらに緩めている状況にあるようです。本年度の国の税収不足も2兆8,000億円に上ると見込まれており、景気低迷による影響が色濃くあらわれてきているところでもあります。

このような厳しい経済情勢の中、本県の財政状況も極めて深刻であります。先月発表された平成15年度当初予算要求の概要によれば、予算の要求段階において約1,330億円の財源が不足しているとのことであります。また、平成14年度においても、いまだに260億円の財源不足があることから、本県の財政状況はまさにがけっ縁に追い詰められた状況にあります。強い危機感を覚えるのは、私だけではないと思います。

こうした状況に対応すべく、国は都市や地方の再生などに重点を置いた公共投資と、不良債権処理に伴う雇用対策や中小企業支援策などのセーフティネット整備を内容とする平成14年度補正予算案を今月中旬には正式決定すると聞いております。今回の補正予算の眼目である民間投資の誘導、地方投資の活性化などが一日も早く功を奏し、景気が回復することを切望する次第であります。

一方、県も本年度の早い時期からスプリングレビューとして、県が行うすべての事務事業について精力的に見直しを進めてきました。スプリングレビューを実施することにより、歳入の確保、歳出の徹底した節減を図っていこうとする姿勢は、財政健全化に向けた真摯な施策として評価できるものであります。しかし、何といたっても、景気回復を図ることが急務であると考えております。景気回復のためには、それぞれの地方が活性化し、ひいては国全体の経済が活性化することが重要であります。そのためには、何としても地方分権を推進しなくてはなりません。

このような地方分権推進の観点から、地域の特色に応じた市町村の自主的、創造的な事業を幅広い見地から助成する市町村総合支援制度を創設したことは、まことに意義あることと思っております。しかし、先ほども申し上げましたとおり、その運用につきましては、市町村の意見に十分配慮して進められるよう要望するものであります。

そこでお伺いをいたします。

第1点として、1,330億円もの財源が不足する中、昨年同様、厳しい予算編成となることを見込まれるが、どのような方針で臨んでいくつもりか。

第2点として、現時点での平成14年度一般会計の収支見通しはどうか。赤字決算になる

心配はないのか。

第3点として、国の補正予算に対し、県はどう対応していくのか。

第4点として、新たに創設する市町村総合支援制度とはどのような制度か、お伺いをいたします。

次に、市町村合併についてお伺いをいたします。

我が党は地方分権を推進し、市町村の行財政基盤の充実を図る観点から、市町村の自主的な合併を積極的に推進しているところであります。さらに、党本部において地方自治に関する検討プロジェクトチームを編成し、市町村合併を強力に推進するための方策として、合併協議会設置の知事勧告や市制施行要件の緩和等の検討を進めているところであります。県においては、昨年、市町村合併支援本部を設置し、市町村合併に対する県の総合的な支援策として新しいまちづくり支援プランを決定するなど、市町村の自主的な取り組みに対し積極的な支援を行っているところであり、大いに評価するものであります。

こうした中で、このたび県内第一号として合併重点支援地域に指定した野田市・関宿町においては、法定合併協議会の審議も終了し、一昨日、来年6月6日を合併期日として、両市町長により合併協定書の調印が行われたところであります。このように、県内各地域では合併に向けた取り組みが本格化しているとの感を強く抱いております。

しかしながら、合併特例法の期限は平成17年3月までであり、残すところ2年と数カ月に迫ってきており、それを考えますと、取り組みがおくれている地域がまだまだ多く見られることも否定できません。今後、市町村合併の動きを一層加速させ、まさに自主的、主体的な取り組みが行われるようにするためにも、県がこれまで以上に強力なリーダーシップを発揮していく必要があると思っております。

そこでお伺いをいたします。

第1点として、県内市町村の取り組み状況はどうか。

第2点として、県としてリーダーシップの一層の発揮が必要と思うが、どうか、お伺いをいたします。

次に、三番瀬問題についてお伺いをいたします。

県が三番瀬の埋立計画を中止し、平成14年1月に設置した三番瀬円卓会議において、住民参加により再生計画案を策定することとなってから、間もなく1年を迎えようとしております。しかし、会議の実態を見ると、さまざまな立場、意見を持つ方々が集まっているため、議論が進んでいるとは言いがたく、再生計画の方向が見えてこないように思われます。

一方、三番瀬の状況は、年々悪くなっているとも言われております。毎年発生する青潮、アサリなどの漁獲量の減少、護岸の老朽化等、県民の生命、財産にかかわる緊急の課題もあります。住民参加による政策決定はこれからの県政に必要なこととは思いますが、さまざまな意見をできるだけ早く集約し、再生計画案をまとめるべきだと思っております。

また、今後、県民の意見の反映がどのようになされていくのか、県議会での審議がどのようになされていくのか、政策決定プロセスが見えてきません。知事は、前回の9月定例会の質問において、年内には三番瀬再生計画の中間取りまとめが示されるとの見通しを示しました。

そこでお伺いをいたします。

第1点として、三番瀬円卓会議から出される中間取りまとめの内容はどのような見込みなのか。

第2点として、中間取りまとめ後の円卓会議並びに三番瀬問題のスケジュールはどうなっているのか、お伺いをいたします。

次に、健康福祉問題についてお伺いをいたします。

その第1は、今後の健康福祉施策の取り組みについてであります。

本県は、本年9月に人口が600万人を突破し、非常にうれしいニュースとなりましたが、その一方で少子・高齢化が進んでおります。総人口に65歳以上の人口の占める割合を示す高齢化率は、平成14年4月現在、15%となり、昨年に比べて0.6ポイント上昇しました。この数値は全国平均を下回っているものの、問題は、全国を上回るスピードで高齢化が進んでいるということであり、さらには、本県の平均年齢は全国的には若い県でありませんが、1人の女性が一生に何人の子供を産むかを示す合計特殊出生率は1.24人と全国平均を下回り、低位で推移するなど少子化が進んでおります。

また、社会経済の状況を見ると、バブル崩壊に端を発した経済不況は、企業の倒産、リストラによる失業の増大、生活保護受給世帯の増加をもたらし、さらには税収の落ち込みにより、国や地方公共団体財政は危機的状況に陥るなど、国民、県民の生活不安は高まっております。

このような人口構造や社会・経済情勢に加え、国民のライフスタイルや価値観の多様化、権利意識の高揚など福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、国は社会福祉制度や医療制度が国民に信頼され、持続可能なものとなるよう、介護保険や支援費制度の導入を初めとした社会福祉制度改革と、被保険者の一部負担金の見直しや診療報酬の改正などの医療制度改革を進めております。

一方、県では、地方分権が推進される中で千葉主権の確立を目指し、本年6月、「変革と創造」を発表いたしました。この大きな柱の1つである「県民一人ひとりがいきいきとする暮らしの創造」は、健康福祉分野においては、国の制度に加え、それぞれの地域に根差した県独自の事業を展開し、県民のニーズにこたえることだと我が党は認識しております。今回、この「変革と創造」を推進する「ちば2003年アクションプラン（案）」が公表され、33の重点施策が盛り込まれておりますが、保健・医療・福祉の施策については、21世紀健康福祉戦略検討委員会を立ち上げ、当該委員会を活用した健康福祉千葉方式により総合的に展開するとされております。

そこでお伺いをいたします。

第1点として、「ちば2003年アクションプラン（案）」の中で、「健康福祉千葉方式による保健・医療・福祉の総合的展開」を進めるとあるが、その具体的内容と推進体制はどのようなものか。

第2点として、21世紀健康福祉戦略検討委員会はどのような役割を担っているのか。

第3点として、知事は、今後の千葉県の健康福祉施策について、どのような理念に基づいて進めていくのか、お伺いをいたします。

健康福祉問題の第2は、現在見直しが進められている介護保険事業支援計画・老人保健福祉計画についてであります。

高齢化率については前段でも若干触れましたが、国立社会保障・人口問題研究所の推計

によると、2025年には全国平均で28.7%に、千葉県は29.2%に達すると予測されています。また、少子化のますますの進展や介護を行う家族の高齢化、核家族化等に伴う高齢者と家族との同居率の低下など、高齢者を取り巻く環境も厳しいものがあります。

平成12年に導入された介護保険制度は、まさにこうした将来迎えるであろう超高齢化社会を展望して導入されたものでありますが、この介護保険も導入以来2年半を経過し、ようやく県民の方々の理解を得られ、浸透してきた感があります。本県においても要介護認定者や介護サービス量も伸びており、おおむね順調に推移していると聞いております。

しかしながら、県が平成13年度に実施した介護サービス実態調査でも明らかなように、居宅サービスを受けたくても受けられないといった介護サービス量の確保の問題や介護サービス全般にわたる質の向上など、早急に対処しなければならないさまざまな課題も明らかになってきております。さらに、特別養護老人ホームなどの介護保険施設への入居希望者がふえていることへの対応や、今後ますます増加すると言われていた痴呆性高齢者対策など、今後解決していかなければならない問題も多くあります。

また、要介護の状態になっても、やはり住みなれた家庭や地域で一生を終えたいと思うことは、高齢者の方々の率直な心情ではないかと思えます。そのため、家庭や地域に重点を置いた施策の展開を積極的に図っていく必要があるのではないかと考えております。

現在、県では、平成12年3月に策定した介護保険事業支援計画と高齢者保健福祉全般にわたる総合的な施策を盛り込んだ老人保健福祉計画の見直しを進めており、介護保険に関しては、10月時点での次期計画期間における介護サービス量等の見込みを取りまとめ、国に10月の値—10月値として報告したところと聞いております。

そこでお伺いをいたします。

第1点として、千葉県老人保健福祉計画の見直しに当たったの基本的考え方はどうか。

第2点として、今般取りまとめた10月値における介護サービス量等の見込みはどうか。また、この10月値を受けて、今後どのように計画の策定を進めていくのか、お伺いをいたします。

次に、社会福祉法人千葉県厚生事業団についてお伺いをいたします。

新聞報道によれば、前理事長が平成7年に投資会社社長と共同で聴覚障害者向け衛星放送番組の企画制作会社の設立を計画し、理事会に無断で法人理事長名を使い、衛星放送の受信用チューナーなどを輸入販売会社から購入する注文書を作成したとあります。この個人的取引で、輸入販売会社が厚生事業団に支払いを求めて提訴し、事業団は一審で敗訴し、控訴後の昨年3月に9,500万円を支払うことで和解しております。事業団は、敗訴の段階で補償金に充てるため基金から9,500万円を取り崩し、また、和解金には供託金が充てられたとあります。社会福祉法人は、極めて公益性の強い法人であります。

そこでお伺いをいたします。県においては、千葉県厚生事業団に対し、どのような指導を行ってきたのか。

次に、ディーゼル車排出ガス対策についてお伺いをいたします。

県では、本年3月に気管支ぜんそくや発がん性などの健康影響が懸念されているディーゼル車から排出される粒子状物質を早期に低減するため、ディーゼル自動車排出ガス対策条例を制定いたしました。これは、平成15年10月から、粒子状物質の排出基準を満たさない古い形式のディーゼル車の運行を禁止し、県民の健康で安全な大気環境を確保しよう

とするものであります。今回の条例の規制は、本県を含む首都圏の1都3県で一斉に実施するもので、県内に登録している車はもとより、各地から首都圏に物資等を輸送するディーゼル車にも一斉に規制が及ぶこととなります。これに対応するため、さきに開催された七都県市首脳会議でも、この問題が協議されたとのことですが、条例による規制開始まで1年を切っているところであり、対象となるディーゼル車に対する各都県の個別の周知や支援とともに、条例を施行する1都3県が連携を密にし、協力して実施していく必要があります。

本県では、事業者の支援策の一環として、現在使用中のディーゼル車への粒子状物質減少装置装着助成制度を設けたことから、既にこれを活用し、対策を進めている事業者もあると聞いております。しかしながら、現下の厳しい経営環境下では、ディーゼル車を使用せざるを得ない運輸事業者などに対し、さらなる支援策の拡充が必要と考えております。こうしたことから、我が党県連内にもディーゼル排出ガス対策議員研究会を設置し、本問題に取り組んでいるところであり、また、1都3県の自民党による連絡会議も開催しながら、条例施行に向けた諸問題への対応を図ってきております。この活動の一環として、去る11月25日に、党本部を通じて国に対し、この条例施行に対する国の支援、対応を求める要望を提出し、国の責任による取り組みを求めたところであり、

そこでお伺いをいたします。

第1点として、七都県市で連携協力して行うディーゼル車対策はどのようなものか。

第2点として、粒子状物質減少装置装着に対する補助の状況と今後の対応はどうなっているのか。

第3点として、ディーゼル車排ガス対策のような、広域的に対策を施す必要がある施策については、国による対応が本来のあり方であり、そうしたことから1都3県の自民党としての要望提出に至ったわけではありますが、知事はこうした考え方や行動をどう考えるのか、お伺いをいたします。

次に、経済・雇用対策についてお伺いをいたします。

国内景気は、5月の内閣府月例経済報告において底入れしているとの基調判断が出たものの、以後の回復の動きは鈍く、11月の同報告においても、景気は引き続き持ち直しに向けた動きが見られるが、そのテンポはさらに穏やかになっているとの1年ぶりの下方修正判断がなされるなど、依然先行きの不透明感が払拭できず、明るさが見られない状況にあります。このような経済情勢と相まって、雇用情勢も失業率が高水準で推移するなど、依然として厳しい状況が続いております。

県内の経済・雇用情勢も、倒産件数が高い水準で推移していることや、県内中小企業の業況判断に依然目立った改善が見られないこと、10月の有効求人倍率が0.48倍と全国を下回る状況が続いていることなど、引き続き非常に厳しい状況にあります。

このような中、政府は10月30日、デフレを克服しながら、経済活性化に向けて構造改革を加速するための総合対応策を決定し、自立的経済成長の実現を目指すこととしました。景気回復には、これまでの日本経済の成長を支えてきた産業社会構造の抜本的な改革により経済を活性化させることが不可欠であり、構造改革の加速化は必要な政策と思いますが、今後、この決定により不良債権処理が加速化されれば、本県においても中小企業及び雇用に深刻な影響が出ることが懸念されます。

県内企業は、現在まで厳しい経済金融環境の中、懸命な経営努力を続けているわけですが、力尽きて倒産という例も見られます。8月の日立精機倒産のほか、民間の調査機関の資料によれば、10月の県内倒産は67件であり、単月の倒産では市場最多となるなど、深刻な状況が続いております。

警察庁の平成13年中における自殺の概要資料によれば、自営者の自殺原因のトップは経済生活問題となっております。県内の自殺者についても、同様に経済生活問題による自殺の増加が顕著と聞いており、県内中小企業者の厳しい経済環境を色濃く映していると思われれます。本年1月に経営破綻した船橋信用金庫の例など、地域経済の維持・発展に重要な役割を果たし、中小企業の経営を金融面で支えている信用金庫等の地域密着型の金融機関の相次ぐ経営破綻も地域経済への大きな打撃となり、県内中小企業者の資金調達への影響も心配されているところであります。

政府は、さきの総合対応策の中で不良債権処理加速化の影響に対応し、雇用や中小企業のセーフティネット拡充対策を実施するとしております。県においては、中小企業振興融資制度の拡充や雇用促進月間の実施など、中小企業・雇用対策の推進を図っておられますが、今回の政府の対応策に盛り込まれたセーフティネットとしての中小企業対策や雇用対策と連携して、やる気と能力のある県内中小企業の経営を支援し、失業など県内の雇用に与える影響を最小限に抑える必要があると考えております。

そこでお伺いをいたします。

第1点として、このような状況にある中小企業に対して、県はどのような支援を行うのか。

第2点として、このような雇用環境の中で、県はどのような雇用対策を行うか、お伺いをいたします。

次に、千産千消の推進についてお伺いをいたします。

知事は、昨年4月の就任以来、千葉県内で生産された新鮮な農林水産物を、できるだけ早く県内の消費者に提供できるよう、いわゆる千産千消に積極的に取り組まれているところであります。千産千消の推進により、少しでも多くの県民にできるだけ早く新鮮な県産農林水産物を提供することは重要と考えますが、一方で首都圏、あるいは全国に向けて県産農林水産物を供給していく、いわゆる千産全消の推進も、生産県である本県にとって大切な使命であると考えております。

こうした農林水産物の流通は、従来、県内外の卸売市場が中心となり、その安定供給に大きな役割を果たしてまいりました。しかしながら、近年、輸入農産物の増大や市場外流通の拡大等により、とりわけ県内卸売市場の取引額は年々低下してきております。東京、横浜、千葉などの卸売市場で卸売業者の合併・再編の動きが加速しておりますが、今後の卸売市場活性化のためには、卸売業者の経営基盤の強化と消費者ニーズに合った市場の変革が必要な時代と考えております。特に千産千消を推進するに当たっては、品ぞろえにすぐれ、地域の特色も生かしやすい県内卸売市場に対しては大きな役割を期待できるものではないでしょうか。

そこでお伺いをいたします。

第1点として、千産千消における県内卸売市場の役割をどう考えているのか。

第2点として、千産千消といわゆる千産全消との関係をどう考えているのか、お伺いを

いたします。

次に、江戸川第一終末処理場についてお伺いをいたします。

江戸川左岸流域下水道の石垣場・東浜地区の江戸川第一終末処理場については、昨年、堂本知事が就任早々、三番瀬埋立計画の中止を表明し、処理場の新たな計画地が必要となったことから、昨年9月定例会において、まず初めに現計画地で検討したいとの意向を示され、大きな方針転換を行ったところでもあります。このことは、知事がかわれば県の方針が大きく変わるとの印象を広く県民に印象づけたものとなりました。知事はこの方針転換に際し、「まず初めに」という言葉に非常に神経を使ったと答弁されておりました。このことは関係者の意向を尊重するという姿勢の反面、地元が反対すれば、すぐにやめてしまうのではないかと推察されることから、地元では、県がいまだに最終的な方針決定をしないことに大きな不安を募らせております。

本年、県が行った地権者アンケート調査結果では、おおむね8割の方々から協力的な回答があり、さらには周辺自治会を含めて多くの方々から、一日も早い解決を望むとの意見が寄せられております。にもかかわらず、県が何ら明確な判断を示さないことに対して、地元でのいら立ちもピークに達しているところでもあります。もし知事が30年もの長い間、都市計画制限を受けてきた地権者の方々や、日々、騒音、粉じん等で悩まされている周辺住民の方々のことを考えるのであれば、県は一日も早く責任ある方針を示すべきであり、このことこそ誠意ある対応と考えております。

そこでお伺いをいたします。

第1点として、市川市本行徳の石垣場・東浜地区に処理場を設置することについて、市川市から回答があったと聞いておりますが、どのような内容か。

第2点として、知事は最終的に処理場を石垣場・東浜地区に設置するか否かについて方針決定すべき時期と思うが、どうか、お伺いをいたします。

最後に、教育問題についてお伺いいたします。

その第1は、学力向上についてであります。

日本、アメリカ、中国の中学生を対象にした数学の理解度などの学力に関する比較調査結果が報じられ、その中で、日本の中学生は授業についていけず、学問への情熱も、自信も、責任感も乏しいとの分析が掲載されており、大変驚いたところでもあります。この調査からすべてを語ることはできませんが、そのような傾向があるとするならば、我が国の将来を担う子供たちの前途を憂うものであります。本来、青少年は、自分の将来に対する不安と戸惑いの中から、さまざまに社会や世界に興味、関心を寄せ、自分自身を見出し、夢や希望を大きく抱きながら成長を遂げていくものであらうと考えております。本県では、学力向上に向けてさまざまな取り組みをしているようですが、学力は確実に身につけているのでしょうか。県として、児童・生徒の学力がどのような状況にあるのかを把握し、今後の学力向上の施策に反映させていく必要があると考えております。

学力問題については、学校週5日制の完全実施に伴い学力が低下するのではないかとの懸念から、何度か本会議でも質疑がありましたが、このたび県では、来年度に向けた「ちば2003年アクションプラン（案）」の中で「学力向上対策事業」を設け、具体的な学力向上対策を講じられる予定であると聞いておりますので、あえて再度、この問題について教育長にお伺いをいたします。

「ちば 2003 年アクションプラン（案）」では、確かな学力の定着のため学力向上対策事業を展開することではありますが、どのような取り組みを考えているのか。

教育問題の第 2 は、少人数教育についてであります。

本年度は、平成の教育改革元年とも言うべき大改革の年であります。学校週 5 日制の完全実施や新たな学習指導要領により、教育内容の厳選と授業時間数の縮減により生まれたゆとりの中で、各学校とも生きる力をはぐくむべく、新しい学校教育を目指した取り組みが進められております。しかしながら、一方では、学力低下とならないのか、塾通いがふえないのか、子供たちの生活が不規則にならないか等を危惧する声があるのも事実であります。

こうした中、県教育委員会は、基礎学力の向上ときめ細かな指導を目指した少人数教育の推進や指導方法の工夫改善等のあり方を検討する学力向上推進委員会の立ち上げ、また、いじめや不登校など、子供たちを取り巻くさまざまな問題を解決するための子どもと親のサポートセンターの開設などに積極的に取り組んでおります。中でも、平成 11 年 2 月定例会において我が党が提案し、全会一致で可決された少人数学級の実現を求める決議を受け、本年度より新たに小学校 1、2 年生の一部に 38 人学級編制を導入したことや、従来、生徒指導上困難な場合等に少人数学級を実施していることは、子供たちを取り巻くさまざまな問題への対応策として、その基盤となるきめ細かな指導体制がより一層確立できたものと思っております。

去る 11 月 12 日、県は「ちば 2003 年アクションプラン（案）」を発表しました。そこでは、県財政が大変厳しい状況ではありますが、本アクションプランの施策を中心に、緊急性、必要性の高い事業から優先的に進めていく考えを述べられました。その重点施策の 1 つとして「個性が輝く教育の推進」を掲げ、確かな学力の定着と 1 人 1 人の個性を生かす教育を推進するために、「少人数教育の推進」を重点事業として取り上げているところであります。我が党としては、来年度、本アクションプランを具体化する中で 38 人学級編制の対象の拡大等、少人数教育のさらなる拡充が図れることを期待しているところであります。

そこでお伺いをいたします。

第 1 点として、小・中・高等学校の少人数教育は、現在、どのように進められているのか。

第 2 点として、少人数教育の今後の方向性はどうか、お伺いをいたします。

教育問題の第 3 は、県立高等学校の再編についてであります。

過日、2 人の日本人がノーベル賞に選ばれるという快挙が国民の注目を浴びたところであります。受賞の決まったお 2 人の記者会見などを拝見しておりますと、今後の教育改革に必要なキーワードが随所に述べられていると思われまます。例えば小柴東大名誉教授は御自身の成績表を公開し、成績が悪くとも、できることはある。逆によいからといって安心していいものではない。自分から能動的に勉強することが大事だと述べられております。また、島津製作所の田中氏は、私は 3 つの失敗が重なって発見につながった。失敗を恐れずにチャレンジ精神を忘れないようにと発言されております。まさに能動的な勉強やチャレンジ精神といった言葉にこそ、教育改革のヒントが隠されていると思うのであります。

学校は、子供たちそれぞれの段階において、知的にも人格的にも成長の基盤づくりを担っている教育の専門機関であります。特に高校の段階では、今まで以上に生徒みずからが

主体的で多様な学校選びができ、自己の能力や個性を伸ばすことが可能となるような、将来を見据えた教育の改革が必要であると思うわけであります。

さて、本県では、先月の教育委員会会議で県立高等学校再編計画とその第1期実施プログラムが決定されました。この計画は、時代に合った活力と魅力あふれる学校の実現に向け、県立高等学校を再編成し、適正な再配置と高等学校教育の改革を同時に進めようとするものであります。7月に事務局の案が公表されてから、多くの県民からさまざまな意見や要望が寄せられ、9月定例会でも論議されるとともに、教育委員会において慎重な検討がなされたと聞いております。今や高校再編は全国各地で進められ、教育改革の最重要課題となっております。

我が党としても、この再編を機会に、各県立高校が県民の期待と信頼にこたえる学校教育の実現に向け、みずから何をなすべきかを十分に考え、それぞれの主体性を発揮しながら、新しい時代を切り開くたくましい人間を育成できるよう、党を挙げて応援してまいりたいと考えております。特に、これまで本県になかった全日制の単位制高校や総合技術高校の設置、あるいは幅広い学習ニーズに対応できる三部制定時制の設置や通信制の独立校などは、県民の大きな期待があるものと受けとめております。

そこでお伺いをいたします。

第1点として、県立高等学校再編計画を実施することにより、本県の高次教育はどう変わっていくのか。

第2点として、今後、プログラムの実施に当たり、どのように進めていくのか。

第3点として、第1期実施プログラムの中で、今後検討とした内容について、どのように結論を出していくおつもりか、お伺いをいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。(拍手)

○議長(蒔 崇一君) 宇野裕君の質問に対する当局の答弁を求めます。知事堂本暁子君。
(知事堂本暁子君登壇)

○知事(堂本暁子君) 自民党の宇野裕議員の代表質問にお答えいたします。

来年度以降の方向性を打ち出すに当たって、市町村や団体等の厳しい、また、切実な意見をどう認識しているかとの御質問です。私は、これまで、できる限り市町村の声に耳を傾け、県政運営に当たってまいりました。厳しい財政状況の中、抜本的な行財政改革が必要ですが、この改革の推進に当たっても、こうした姿勢は貫いております。このため、さまざまな機会をとらえて私自身が直接、市町村長さんに県の改革についての御理解を求めてきたほか、支庁長からの説明や担当部局における市町村との意見交換を行うなど、市町村の理解を得るために、これまで以上に努力をしてきたところです。また、今後もしてま

います。今後も計画の具体的な推進に際し、さらに関係市町村と協議や調整を重ね、市町村との密接な連携を図ってまいります。また、本年度にも増して厳しい財政状況になると見込まれます来年度の予算編成に向けても、市町村や団体の声を十分に認識した上で取り組んでいきたいと思っています。

経済成長の折に十分に豊かな財政があったときには、県としても、市町村としても、前向きにいろいろな事業に取り組めました。しかし、今年度、来年度、そして再来年は大変に厳しいということは何度も申し上げているところでございますが、これは市町村にとっても大変な時期でございます。この3年間を、何としても千葉県としては乗り切らなければならない、その使命を感じています。ですから、市町村にも、お互いに一生懸命、この3年は我慢しながら、しかし、前向きに頑張りましょうということを終始申し上げ続けております。そして、私自身もその覚悟でおります。

次に、これまでの5か年計画について、どのように評価しているのか。また、同様の計画を引き続き策定する考えはあるのかとの御質問ですが、地方が主役となる分権の時代にあつて、県として主体的に県政運営を行うには中長期的な計画が必要であると認識しております。しかしながら、先ほど議員が指摘されたとおり、現在の5か年計画の策定作業に入ったのは平成11年度でありまして、既に4年が経過しております。この間、経済の低迷が長期化し、国、地方を通じ、財政が危機的な状況にあることに加え、国では構造改革を進めるなど、経済社会構造の枠組みは大きく、激しく変化しております。一方、本格的な地方分権の流れの中で自治体間の競争の時代に突入した現在、素早く、しかも的確な対応を第一とし、柔軟で弾力性のある横断的な県政運営を行っていく必要がございます。

このため、私は、県政の基本的な方向を千葉からの「変革と創造」として発表し、その具体化としてアクションプランをつくり、重点的、戦略的な施策展開を目指しているところです。新たな計画づくりについては、こうした時代背景の中で、新しい時代に求められる、千葉県をどのように構築し、県政をどのように運営していくべきかといった視点に立ち、計画そのもののあり方を含めて、今後研究してまいります。つくってもいく必要がございます。

次に、男女共同参画についての御質問です。

基本法に対する政府見解をどう受けとめるか。また、千葉県条例に言及した見解を受けて、提案した条例について、改めてどのように考えるかとの御質問です。まず申し上げたいのは、男女共同参画の促進に関する条例案について、私は前の議会で、このようにお答えいたしました。男らしさ、女らしさを何ら否定するものではなく、問題は、らしさを強調することによって、らしさの形にはめ込まれ、1人1人が本来持っている可能性を狭めることであると答えしたところです。そこが問題だというふうにお答えいたしました。

そして、宇野議員が引用されました11月12日の参議院の内閣委員会での福田官房長官の答弁に、男らしさと女らしさ、これはやはり男女という性別がある限り、あるのではないかと思います。男らしさと女らしさ、これを否定しているものではありませんと明言しましたと、今、引用されましたが、この同じ11月12日の内閣委員会の福田国務大臣の答弁全部を読ませていただきますと、こういう文脈です。男女共同参画社会というのは、この法律の前文に書いてありますとおり、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会であると、こういうことでございまして、これは男らしさ、女ら

しさを否定するものではありません。しかし、男らしさとか女らしさ、こういうことをもってパターン化してしまうということは、これは1人1人の個性と能力を十分に発揮することは、時としてできなくなるというような環境をつくってしまう。そのおそれがございますので、これを強調し過ぎるということについては問題があるのではないだろうか、このように述べておられます。ですから、私が前回の県議会でお答えしたものと全く同じことを述べていらっしゃると思いますので、私は福田官房長官とは全く同じ意見でございます。

次に、一般に自由な民主的な社会においては、個人の暮らし方、あるいは家庭のあり方にまで公権力が口を挟むということはいかなることかという、これも米田副大臣の御意見ですが、一般にとおっしゃっていらっしゃる、全くこれは当たり前のことです。同感です。だれがこんなことに反対できますか。当然のことでございます。副大臣はさらに、「ただし」と前置きをして、農林水産省の進める家族経営協定について、あくまでも男女を問わず、意欲や能力が十分に発揮されるという社会が必要なのだという、そういう前提のもとに進められている施策でございますというふうに述べておられます。そしてまた、画一的なルールを強制的に押しつけるものであるという誤解を生まないような努力が必要であるとも答えておられまして、これも全く同じ考えでございます。上程している条例案は、こうした考えに基づいているということでございまして、そのことは全く何ら否定されてないというふうに私は思っております。

では、次に、ジェンダーフリーを使用した教育長通知に対して、どのように考えているのかとの御質問ですけれども、ジェンダーは国の文書において、社会的、文化的に形成された性別をあらわすものとされ、男女共同参画社会基本法は、このジェンダーに縛られることのない社会を目指す趣旨から、「性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」と前文に定めているところです。そして、ジェンダーフリーは性別をなくすという意味ではなく、ジェンダーに基づく男女間の不平等や抑圧をなくすという意味で使われている言葉です。国会における板東内閣府男女共同参画局長の答弁は、国として、この言葉を使用していない事実を述べたものでございまして、地方公共団体その他の使用を否定したものではないというふうに認識しています。

しかし、これは一部にジェンダーフリーを曲解する意見もあることから、板東局長はジェンダーフリーについて、次のように答弁しています。一部は議員が引用されましたが、全文を読ませていただきます。現在、一部に、男性と女性の区別をなくするのだ、男性と女性を画一的に扱うのだ、画一的に男性と女性の違いを一切排除しようという意味でジェンダーフリーという言葉を使っている方がいらっしゃる。そういうことは大変一部に誤解を持たれているのだなと思いますと指摘し、続けて、男女共同参画社会は、このような意味でジェンダーフリーを目指しているのではなくて、男女共同参画社会基本法で求められているとおり、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会、男女が差別を受けることなく、対等なパートナーシップとして、さまざまな分野に参画し、利益を、責任を分かち合っているような社会を目指しているというふうに思っております。以上、これが板東局長の答えです。そして、昨年、教育長が発したジェンダーフリー教育の推進に関する文書は、男女共同参画社会基本法のこうした趣旨に沿ったものであると考えております。したがって、私どもが出させていただいた条例も、全くこの板東局長のおっしゃっていることと何ら変わっておりませんので、そのところは逆におとりにな

って、そして、それをおっしゃったのでは困るというふうに残ります。

では、「ちば 2003 年アクションプラン」についてに移ります。

どのような点に重点を置いているのか。また、昨年に比べて、どのような特徴があるのかとの御質問でございます。このプランには 33 の施策を位置づけていますが、中でも経済の活性化は、県として何より急務であり、21 世紀型産業の創出・育成や農林水産業、観光産業の新たな展開などを中心に取り組むとともに、道路、港湾、福祉施設など必要な公共投資を進め、社会資本の整備に努めます。暮らしの面でも、保健・医療・福祉、環境、教育など、県民生活に密着した部分で施策の充実を図ることとしています。

また、昨年のアクションプランと比べますと、1 つに、中長期的な視点に立った県政運営の基本方針である千葉からの「変革と創造」を具体化したこと、2 つとして、保健・医療・福祉、環境などの分野で、より部局横断的な事業展開を進めていくこと、3 つとして、県民生活の安全確保のため、危機管理体制の充実、交通安全県ちばの確立など、県民ニーズに対応した新たな施策を盛り込み、充実を図ったことが特徴として挙げられます。

なお、今回、新たに施策ごとに目標を設定したところでございまして、これにより成果の達成状況の把握に努めるなど、より実効性を重視した展開を図っていきたいと考えております。

そして、次の御質問ですけれども、厳しい財政状況の中で、すべての事業を予算化できるのかという御質問です。アクションプランについては、県財政が危機的な状況にある中で、緊急性、必要性の高い施策、事業を優先的に選択し、重点的、戦略的な展開を目指すために策定しようとするものでございまして、平成 15 年度予算編成においては、限られた財源をアクションプランに可能な限り重点的に配分していきたいと考えております。

財政問題のうち、新年度の予算編成に関する御質問です。平成 15 年度も極めて厳しい財政状況が見込まれることから、行財政改革に一層徹底して取り組んでいかなければなりません。その一方で、現在の厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、経済の活性化のために必要な施策を積極的に進めていかなければならないと考えています。財政的に厳しい中で、なおかつ、どうやって経済を活性化していくかということは大変に難しいんですけれども、そこは何としても乗り越えていかなければならないハードルだというふうに認識をしております。難しいときだからこそ、知恵を出し、努力をし、足を棒にしてでも駆けずり回って、このために努力をするという覚悟でおります。このため、平成 15 年度の当初予算編成に当たっては行財政改革を着実に進めると同時に、地域経済の発展につながる社会資本の整備や新産業の創出・育成など、経済の活性化に資する事業についても重点的に取り組んでいこうと考えているところです。

平成 14 年度一般会計の収支見通しについての御質問です。まだ大変苦しいです。9 月補正予算編成後には約 260 億の財源不足が見込まれていましたが、今回の職員給与の 2 % の引き下げなどを内容とする給与改定並びに管理職手当の減額及び知事等特別職の給与の減額措置などにより、歳出では約 85 億円の一般財源が節減できる見込みとなりました。ところが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与の引き下げなどに伴う地方交付税の再算定により、今後、県の給与改定による節減額相当—この 85 億のことです—とほとんど同じ額の地方交付税が減額されると予想されておりました。依然として 9 月補正予算後と同程度の財源不足が見込まれています。つまり 260 億の財源不足が見込まれるという現状です。

現段階では、この財源不足のすべてを解決、解消できる見込みはありませんが、現在進めている県税滞納クリーンアップ作戦。これも職員が本当に努力して、今、歩いています。土、日にも役所に出て税務に携わっているんですが、今後もこうした展開をするなどして、税収の一層の確保に努めるとともに、事業執行の段階における経費のさらなる削減を図り、財源不足の解消に最大限努力してまいります。ですから、市町村のいろいろな御不満はございます。確かに財源がないんです。今でも260億足りない。そういう状況のもとで、来年、再来年、まだその先がでございます。ということで、私が市町村を回ったときでも、いろいろ続けなければならないということの声はたくさん伺っておりますけれども、一方で財政の現状というのは、今、御報告したとおりでございます。

国の補正予算に対する県の対応についての御質問ですが、国では現在の経済情勢に対応して、構造改革の取り組みへのさらなる強化を図るために、雇用、中小企業のセーフティネットの拡充策や都市再生、循環型社会の構築のための社会資本整備などを内容とした補正予算を編成することとしています。現段階では具体的な内容や財政措置などが明らかではありませんが、県としても、国に呼応して適切な対応を図っていく必要があると考えています。今後、国の動向を注視しながら、本県の厳しい経済・雇用情勢の改善に資する対策に可能な限り取り組んでいきたいと考えているところです。

新たに創設する市町村総合支援制度についての御質問ですが、県では本格的な地方分権時代の到来を見据え、各市町村が地域の特色等を考慮し、みずから提案する自主的、創造的な事業について幅広い見地から助成する分権新時代市町村総合補助金を創設することとしております。さらに、従来の市町村振興資金制度の拡充を図り、資金枠の拡大や低利の貸付を行うとともに、市町村合併の促進のため、特に合併に関する経費に対して無利子の貸付を行う予定でございます。以上の事業を一括して、ふさの国市町村支援事業として制度化したものでございまして、運用に当たっては市町村等の意見もよく聞いて、使い勝手のよい事業となるよう努力していきたいと考えているところです。

では、次に三番瀬の問題に移らせていただきます。

まず、三番瀬再生計画案の中間取りまとめの内容についての御質問です。三番瀬円卓会議は、三番瀬の再生計画案の策定に向けて議論してきた内容のうち、委員間で共通認識を得ている事項を中心に中間取りまとめを行うこととし、この原案が11月24日の第8回円卓会議で示されました。これによると、再生の目標として、三番瀬の豊かな生物相を守るための生物種や環境の多様性の確保、護岸で断ち切られている人と自然とのつながりを回復するための海と陸の連続性の確保など、5項目を挙げています。さらに、これらの目標を実現するための具体的な対策として、生物多様性や漁業資源回復などのため、アオコ被害の防止や軽減などへの対策、ラムサール条約登録を視野に入れた、多数の水鳥類が利用する生態系の確保、市民参加のもとに三番瀬に向かい合うまちづくり、市民や子供たちの環境学習の場としての整備など、11項目について取り組む方向等が示されております。特に緊急に対応すべき事項として、海域については、青潮対策実験調査や漁業再生調査を、陸域については、三番瀬と行徳内陸性湿地帯との連携を図るための調査や海岸線基本設計調査を実施していくことも盛り込まれると聞いております。今月末に予定されている円卓会議で最終的に取りまとめられる見込みでございます。

中間取りまとめ後のスケジュールについてお聞きでございます。中間取りまとめを受け

て緊急に対応すべき事項については、既に平成 15 年度の国の予算編成に要求しているアオコ対策や、三番瀬と行徳内陸性湿地帯との連携調査などを実施していくこととなります。特にアオコ対策については、平成 15 年において発生する青潮に向けて年明けから準備し、必要な調査、小規模な実験等を行うことが議論されております。一方、中間取りまとめの中で再生計画のために必要とされた 11 項目については、平成 16 年度の国の概算要求を視野に入れて、テーマごとにワーキンググループなどを設置して、より具体的な計画案を策定するための議論がなされているものと考えています。また、意見が一致しなかった部分についても、さらに議論を深め、平成 15 年度中には再生計画案を策定することと聞いております。県としては、県議会の御議論を踏まえ、円卓会議からの提案を受けて対応していきたいと考えております。

では、健康福祉問題についてお答えをいたします。

健康福祉千葉方式の具体的な内容と推進体制はどのようなものかとお聞きでございます。健康福祉千葉方式は、高齢者、障害者、児童といった対象者別ではなく、横断的に施策を再編成するとともに、施策検討段階から当事者も含めた民間との協働により新たな施策を検討し、市町村との連携、県民や市民活動団体とのパートナーシップを図りながら施策を展開していこうという手法です。具体的内容については、1つとして、横断的な健康福祉施策推進のための基盤整備、2つとして、地域、家庭に重点を置いた生活支援、3つとして、みずからつくる健康と安心をはぐくむ医療、4つとして、1人の人間としての尊厳の確保。この4つを柱として、健康福祉各分野の具体的な施策を推進することとしております。なお、推進体制としては、全庁的なプロジェクトチームや 21 世紀健康福祉戦略検討委員会を活用し、施策を総合的に展開してまいります。

今申し上げました 21 世紀健康福祉戦略検討委員会はどのような役割を担っているのかとの御質問でございます。この委員会は、学識経験者や民間の福祉・医療関係者等 13 人の委員で構成されておまして、健康福祉にかかわる新たな施策、システムづくりの立案段階において、健康、医療、福祉サービスの現場で働く人や、県民の視点から自由な立場で意見、提言をいただくために設置したものでございます。今年度は「2003 年アクションプラン」の策定に当たりまして、21 世紀健康福祉戦略検討委員会及び同委員会に設置された 3 つの作業部会から提言をいただき、保健・医療・福祉分野の 4 つの重点施策に反映したところでございます。

続いて、今後、健康福祉施策について、どのような理念に基づいて進めていくのかとの御質問でございます。私は、高齢者や障害者、未来を築く子供たちも含めた、だれもが住みなれた家庭や地域で尊厳を持って自分らしく、安心して生き生きと暮らしていける社会づくりが重要だと考えております。こうした社会の実現に向け、1つに、性別、年齢、障害の有無、あるいは障害の種別によってかかわらないことつまり区別をしないこと、2つとして、すべての人が人間として、個人として尊重されること、3つとして、1人1人の状況とニーズにこたえること、4つとして、家庭、地域での生活を基本とすること、5つとして、健康で生きがいを持って自立して生活できることを千葉・健康福祉の 5 原則として、基本理念として掲げました。この 5 原則を理念として、徹底した情報公開と県民参加のもと、健康福祉サービスの利用者の視点に立って健康福祉千葉方式による施策を進め、21 世紀における健康福祉の先導的な役割を担っていきたいと考えております。

続きまして、ディーゼル車排出ガス対策についてお答え申し上げます。

1都3県の自民党の考え方や行動についてどう思うかとの問いでございます。ディーゼル車から排出される粒子状物質の問題への対応は、本来、国の責務であります。対応ができており、一刻の猶予もならない状況にあることから、首都圏の1都3県で独自に条例を制定することにより早期に解決を図るとともに、地方から国の対応を促していこうとしたものでございます。したがって、今回の1都3県の自民党の要望書の提出については時宜を得たものであると考えておりますし、評価させていただいております。

また、去る11月13日に開催された七都県市首脳会議では、国に対し、排出ガスの規制責任に基づく必要な措置を講ずるよう、共同で求めることにいたしました。

次は、農業関係です。千産千消における県内卸売市場の役割をどう考えているのかとの御質問でございます。千産千消を効果的に推進するため、産地に隣接する県内卸売市場は、とれたての地域産物を効率的に集荷、提供。そして、地場流通の促進を図る上で重要な役割を担っていると考えております。大変重要だというふうに申し上げております。さらに、県内の卸売市場の機能を高めるには、市場統合や卸売業者の合併などによる規模の拡大を初め、ITを活用した県内卸売市場間の連携強化によって、県産物の品ぞろえの充実と効果的な配送システムの導入が必要と考えており、県としても、これを積極的に推進していきたいと考えております。道の駅などの直販も1つの効果はございますけれども、本質的には、こうした県内の卸売市場がどのように機能するかということが重要な問題だというふうに認識をしております。

次に、千産千消といわゆる千産全消との関係をどう考えているのかとの御質問です。本県では、全国有数の農林水産県であることから、県内はもとより、全国の消費者に、県産の新鮮でおいしい農林水産物を消費していただく千産全消—千葉でつくったものを全国の消費者に買っていただく—を推進することが重要であると考えております。県としては、現在取り組んでいる千産千消を着実に推進し、多くの県民の皆さんに、本県農林水産業のよき理解者、応援者になっていただき、県産農林水産物の信頼と評価を高めることによって千葉ブランドの確立を図り、そして全国の消費者に向けた千産全消へとつないでいきたいと考えています。

最後に私からお答えいたしますのが、江戸川第一終末処理場についてでございます。

市川市本行徳の石垣場・東浜地区に下水道終末処理場を設置することについて、あらかじめ地元市川市の意向を確認する必要があることから、文書による意見照会をさせていただきました。市川市長からは、1つ、早急に県の処理場設定の方針を決定すること、2つ、都市計画決定地48ヘクタール全域について適切な土地利用を実現すること、3つ、残土対策等を含め、地域のよりよい生活環境の実現に十分配慮すること、4つ、地権者、周辺住民、市川市とともに、将来の適切な土地利用を実現するための検討組織を設置すること、5として、地権者及び周辺住民には誠意を持って対応することの5項目の要望事項を前提として協力する旨の回答を、去る10月25日にいただいたところでございます。

知事は、最終的に処理場を石垣場、そして東浜地区に設置するか否かについて方針決定すべきではないかとの御質問ですが、昨年市川市本行徳の石垣場・東浜地区に最終処理場を設置することについて検討を進めてまいりましたが、地権者アンケートの結果、おおむね8割の方から協力的な回答がございました。また、土地使用者の実態調査結果から

も、事業化において大きな支障とならないとの確認ができました。さらに市川市から、基本的に協力する旨の回答を得たところをごさいますて、これら関係者の意向を総合的に勘案し、県としては本地区に処理場を設置することといたしました。今後、市川市とともに、地権者や周辺住民の方々など多くの関係者と話し合いながら、処理場を含めた48ヘクタール全体を対象に具体的な整備のあり方を検討していきたいと考えております。

私からは以上でございます。ほかの問題につきましては副知事並びに担当部局長からお答え申し上げます。

三番瀬の問題で、「青潮」を「アオコ」と読んだところがあるとのことなので、「アオコ」は「青潮」に訂正させていただきます。ありがとうございました。

○議長（筋 崇一君） 副知事白戸章雄君。
（説明者白戸章雄君登壇）

○説明者（白戸章雄君） 市町村合併問題についてお答えいたします。

まず、県内市町村の取り組み状況についてでございますが、本県における合併重点支援地域については、昨日、八日市場市、光町及び野栄町を指定したほか、これまで野田市・関宿町、安房郡市11市町村、夷隅郡市6市町、旭市ほか3町及び山武郡市7市町村の合わせて6地域、33市町村を指定しております。このうち野田市・関宿町においては、過日、来年6月6日を合併期日とする協定書の調印が両首長により行われました。また、重点支援地域を含め47市町村で研究会等が設置されているほか、四街道市、夷隅郡市、大網白里町、富里市及び酒々井町で住民発議の進められており、各地域で合併に向けた取り組みが本格化しております。

次に、県としてリーダーシップの一層の発揮が必要と思うが、どうかの御質問ですが、「ちば2003年アクションプラン（案）」において、県政を進めるに当たり、特に重視すべきものとして県政運営の3つのポイントを掲げ、その1つとして、市町村合併に向けた取り組みの充実を図ることとしております。その具体策としては、新たに合併特例交付金制度の創設や法定合併協議会への職員派遣など、合併支援策の強化を図ることとしたところであります。また、具体的な動きとしては、成田地域において、地域からの声を受け、去る11月に県主催により市町村合併に係る懇談会を開催し、任意協議会を設置することが合意されたところであります。今後とも県としては人的、財政的支援等、最大限の支援に努めるとともに、市町村の意向を尊重しながら市町村合併の一層の促進がなされるよう、環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（筋 崇一君） 副知事大槻幸一郎君。
（説明者大槻幸一郎君登壇）

○説明者（大槻幸一郎君） 私からは健康福祉問題のうち、老人保健福祉計画の見直しと千葉県厚生事業団について、それとディーゼル車排出ガス対策について、それと経済・雇用対策についてお答え申し上げます。

まず最初に、老人保健福祉計画の見直しにおけます基本的考え方についての御質問でございます。現在の千葉県老人保健福祉計画は、平成12年度から16年度までの5カ年を期間といたしまして、平成12年の3月に策定されたものでございます。本計画は介護保険事業支援計画を包含する計画となっており、この計画が、介護保険法の定めによりまして、3年ごとに見直すこととされておりますことから、本年度に見直しを行うものでございます。今回の見直しに当たりましては、現行計画を基本としつつ、介護保険事業支援計画などの数値の見直しを行うとともに、在宅や地域を重視した高齢者福祉施策の一層の充実や施設整備の促進を図るために、1つといたしまして、痴呆性高齢者グループホームの整備促進、2つといたしまして、高齢者、障害者、児童一体型のデイケアハウスの整備、3つといたしまして、地域での逆デイサービスの推進、4つといたしまして、特別養護老人ホームなどにおけるユニットケアの推進など、「ちば2003年アクションプラン（案）」にも盛り込んでおります新しい施策などを取り入れていくこととしたいと考えております。

次に、10月値における介護サービス量などの見込みはどうか。また、今後、どのように計画の策定を進めていくかとの御質問でございます。本年10月時点で取りまとめました介護保険事業の10月値は、各市町村が次期介護保険事業計画に見込む介護サービス量などにつきまして集計したものでございます。この見込みによりまして、居宅サービスが大きく伸びておりまして、平成19年度の見込み値と13年度実績を比べますと、訪問介護が3.2倍、通所介護が2.2倍、中でも痴呆性高齢者グループホームが8.5倍と、大幅な増加となっております。一方、施設サービスにつきましては1.8倍の増加となっております。また、第1号被保険者の県平均保険料基準額は2,949円で、介護サービス量の増加に伴いまして、現行と比べ248円、9.2%の上昇が見込まれております。県では、県計画作成懇談会委員などの意見を聞きながら、市町村が介護保険事業を円滑に実施できるよう、圏域ごとの介護保険施設の必要入所定員総数や介護サービスの確保策などを内容といたしました次期支援計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、千葉県厚生事業団に対して、どのような指導を行ってきたのかとの御質問でございます。社会福祉法人千葉県厚生事業団は、養護老人ホームや保育園などを経営しております民間の法人でございますが、前理事長の個人的取引によりまして、法人に9,500万円の損害が生じたという事実がございます。県としましては、これまで法人に対して、前理

事長への損害の求償などを指導してきたところであり、今後も引き続き法人と前理事長との交渉の経過などを把握しながら必要な指導を行ってまいりたいと考えております。

次にディーゼル車排出ガス対策でございますが、最初に、七都県市で連携協力して行うディーゼル車対策についての御質問でございます。七都県市では、これまで粒子状物質減少装置の共同指定制度の創設や、メーカーへの早期供給体制の確立の要請などを行ってきたところでございます。さらに、去る11月13日に開催されました七都県市首脳会議におきまして、ディーゼル車排出ガス対策推進に関する宣言を採択いたし、平成15年10月に一斉に施行される条例への対応を円滑に進めるために、七都県市首脳会議ディーゼル車対策推進本部を設置し、今後1年間、連携協力し、取り組むこととしたところでございます。その取り組み内容は、1つに、粒子状物質減少装置装着の促進を図るため、関係業界に対する供給体制の確立や国に対する支援策の要請、2つに、各種広報媒体による規制内容の周知や、関係業界を通じました自動車ユーザーに対する情報提供の要請、3つに、共同して行う指導検査方法や関係都県市間における情報活用の仕組みづくりなどを行うこととしております。

次に、粒子状物質減少装置装着に対する補助の状況と今後の対応についての御質問でございます。粒子状物質減少装置装着助成事業につきましては、9月の議会におきまして2億円の補正予算措置を行いまして、10月までの3回の募集で、ほぼ予算額に迫る約1,000台分の申請を受理したところでございます。このような状況を踏まえまして、当面の措置として、既定予算の中で、現在、4回目の募集を行っておりますが、今後の対応につきましては、この4回目の申請状況を見て検討してまいりたいと考えております。

次に経済・雇用対策でございますが、中小企業に対して、県はどのような支援を行っていくかとの御質問でございます。不良債権処理の加速化に伴いまして、県内中小企業者の資金調達が一層厳しくなることが懸念されるところでございます。国では、中小企業のためにセーフティネット貸付や保証を拡充する方針であることから、県としても、これらの利用促進に努めてまいります。また、県の制度融資におきましても、季節資金の融資期間を延長したり、借り換えの条件を緩和するなどの改善策を、現在検討しているところでございます。さらに、県に金融ホットラインを独自に設けたいと考えております。そして、貸し渋りとか貸しはがし、あるいは資金繰りなどについての中小企業の方々の声を聞き、施策に反映させるとともに、国や金融機関に実情を伝えたいと考えております。

次に、県ではどのような雇用対策を行うのかとの御質問でございますが、国におきましては、不良債権処理の影響を受けて離職を余儀なくされた方々の再就職に向けた取り組みへの支援など、セーフティネットの拡充方針を明らかにしております。県では、本年度、緊急地域雇用創出特別基金を活用いたしまして498の事業を実施し、7,210人の緊急的な雇用の創出に取り組んでいますが、今後、国の補正予算の動きを十分見きわめ、適切に対処してまいりたいと考えております。

なお、県独自の対策といたしまして、約200人の求職者の方々を県の嘱託職員として直接雇用する事業や、全国に先駆けて設けました県民再就職支援センターでの相談体制の整備、そして、みずから事業を起こそうとしている方々への支援を行うなど、可能な限り雇用対策を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（蒔 崇一君） 教育長清水新次君。
（説明者清水新次君登壇）

○説明者（清水新次君） 私からは男女共同参画社会についての2問、教育問題6問の合計8問にお答え申し上げます。

初めに、ジェンダーフリーを使用した通知をどのような考えに基づいて発したのかという御質問でございますが、教育委員会は男女共同参画社会の実現に向けて、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、男女平等に関する教育を推進するという趣旨で、昨年9月に通知したところでございます。

次に、明確な政府見解が出された以上、この通知は破棄、あるいは訂正するのが当然と思うが、どうかという御質問でございますが、昨年3月に策定されました千葉県男女共同参画計画を踏まえまして、男女平等に関する教育を推進するために通知したところでございますけれども、国会でも議論されておりますように、ジェンダーフリーという用語がさまざまに解釈されることから、今後、通知における当該用語について、男女共同参画社会基本法の趣旨に照らして、誤解を持たれることのないように適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、「ちば2003年アクションプラン（案）」における学力向上対策事業ではどのような取り組みを考えているのかという御質問でございますが、アクションプラン（案）におきましては、学力向上対策事業といたしまして、1つとして、小・中学校における学力の定着状況を調査、分析し、今後の指導のあり方を検討する学力状況調査事業、2つとして、高等学校における進学指導に重点を置く学校を指定し、特色ある教育課程の編成や、1人1人の個性、能力をより一層重視する学習等を行う進学カリキュラム開発事業、3つとして、高等学校の教員が近隣の小・中・高等学校で専門分野の授業をわかりやすく指導する小・中・高連携の特別授業を検討しております。県教育委員会といたしましては、外部有識者などで構成される学力向上推進委員会での検討結果を踏まえまして、これらの事業に積極的に取り組むとともに、指導方法や指導体制の一層の改善を推進することによって、確かな学力の向上を目指してまいりたいというふうに考えております。

次に、小・中・高等学校の少人数教育は、現在、どのように進められているのかという御質問でございますが、本県の少人数教育は、学級と異なる小集団の学習集団を編成した少人数指導と学級編制基準を弾力的に運用した少人数学級の両面から推進しているところでございます。少人数指導につきましては、小・中・高等学校において、児童・生徒1人1人の能力、適性や進路希望に対応できるように、習熟度別学習の導入や選択科目を多くするなど学習集団の少人数化を図りながら実施しており、また少人数学級については、小

学校1、2年生の一部に38人学級編制などを実施しているところでございます。こうした少人数教育を実践している学校からは、生活面、学習面ともに、1人1人を認め、励ます場面が多くなった、児童・生徒のよさや可能性を伸ばすことができたなど、おおむね高い評価を得ているところでございます。

次に、少人数教育の今後の方向性はどうかという御質問でございますが、今後の少人数教育のあり方については、国の加配教員を活用した少人数指導において、小・中・高等学校ともに、今まで以上に習熟度別指導に取り組むなど、児童・生徒1人1人の能力、適性に対応するための指導方法の工夫、改善に努め、より一層推進してまいりたいというように考えております。また、少人数学級の今後のあり方につきましては、今年度の成果や財政状況等を十分勘案しながら、引き続き少人数学級検討会議で検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、再編により、本県の高等学校の教育はどう変わるのかという御質問でございますけれども、再編計画のねらいは、すべての県立高校が、1つとして、生徒がその個性を最大限に生かして、夢の実現に一役買ってくれる学校となること、2つとして、生徒や教職員が生き生きと活動して元気のある学校になること、3つとして、地域の人が集い、地域に愛される学校となること。この3つを基本的なコンセプトとして、それぞれの主体性を発揮しながら、特色と魅力あふれる学校の実現を図ることとでございます。具体的には開かれた学校づくりを初め、基礎、基本の確実な定着、学力の向上、創造性の伸長などに取り組ましまして、次代のリーダーの育成を目指して、各学校がみずからの創意工夫によって活力ある教育活動が展開できるよう、教育委員会を挙げて取り組んでまいります。

次に、今後、プログラムをどのように進めていくのかという御質問でございますが、県教育委員会では、県立高等学校の統合や改編等を円滑に進めるため、必要に応じて対象校の教職員を中心とする準備室または準備委員会等を設置し、具体的な学校経営の方法や教育課程の編成、施設設備の整備など、再編に必要な準備を進めてまいります。なお、準備に当たりますとしましては、これまでいただいた御意見等を参考にするとともに、今後も学校関係者等の意見を聞きながら、この学校で学んでよかったと言える県立学校の実現に努めてまいります。

最後に、今後検討した内容について、どのような結論を出していくのかという御質問でございますが、7月に公表しました第1期実施プログラムの案につきましては、一部の対象校へのさまざまな思いや意見が寄せられました。これらの意見や要望等を参考にしつつ、議会の論議を踏まえまして、再編の理念に照らし、総合的に判断した結果、安房水産高校については、統合の方向で引き続き検討、松戸南高校については三部制定時制を設置することとして、全日制との併置については今後検討としたところでございます。また、大多喜女子高校につきましては、今の1年生が3年生となる16年度の使用校舎については今後検討といたしました。これらにつきましては、必要に応じまして関係者等の御意見を伺いながら、生徒募集への影響や学習活動に大きな支障が生じないように配慮しつつ、適切な時期に結論を出してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（筋 崇一君） 宇野裕君。

○宇野 裕君 知事、副知事初め関係部局長の皆様方の丁寧なる御答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。若干時間も残っておりますので、知事の政治姿勢について我が党の考え方も示しながら、再度お伺いをしたいと思います。

まず、今後の県政運営にかかわる基本的な方向性についてであります。9月定例会でも申し上げましたが、我が党は今年度も、将来的に極めて厳しい状況で推移している県政において、その現状打開と新たな展望のためにも、諸改革については聖域なく取り組んでいかなければならないものと強く認識しているところであります。したがって、県の目指そうとしているその大きな方向性については、もちろん十分に理解しているところであります。しかしながら、これを進めるに当たりましては、県政の継続性に十分配慮しなければならないということは、これまで何度も申し上げてまいりました。

と同時に、市長さんや各種の団体の皆様方、また言い換えれば、県民との信頼が何にも増して重要なことではないかなというふうに思っております。先ほど幾つかの御意見を紹介をさせていただきましたが、こうした意見が市町村等にあるということは、説明や意見の把握がまだまだ不十分なのではないかなというふうに感じております。市町村総合支援制度がそういうものなら、いっそ、その分の財源を移譲してもらった方がいいというような意見もございます。また、私も立ち会っておりましたけれども、移動政調会の中で、県あって市町村なしというような市長さんの御意見もございました。非常に厳しい意見がありました。県として、国に対しては、分権なのだから、権限も財源も県に渡せと、日ごろ御主張していらっしゃるけれども、市町村に対しては権限や上限を定めて、さらに県がチェックしたのみという一方的な姿勢では、市町村からの批判が出るというのも、これは自然な流れではないかなというふうに感じております。これで果たしてきめ細かな説明や意見聴取が十分と言えるかどうか、再度お伺いをしたいと思います。

また、御自身の5か年計画に対する考え、今、お聞きいたしましたけれども、今後研究されるということでもございました。我々県議会の意見もこれからはよく聞いていただけるものかどうか、その点、お伺いを申し上げまして、以上で私の自由民主党の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（筋 崇一君） 知事堂本暁子君。

○知事（堂本暁子君） 早速お答えいたします。

まず最初に、市町村への説明が足りないのではないかと、もっときめ細かく説明や意見聴取をするべきではないだろうか。確かにおっしゃるとおり、戦後、ほとんど、分権一括法が通りますまでは、県は機関委任事務という制度で、国の中央集権下で行政が運営されてきました。そして、県から市町村へという流れもございました。確かに私どもが国に要求するのと同じように、市町村と県との関係もあります。しかし、大きな合併の流れの中で市町村も、そして県も、変革をしていっている真ただ中なんですね。ですから、私ども、精いっぱいやっております。私も何度も、1つ1つの市、町へお伺いしてお話をしたり、実情を伺ったりしています。

皆様、改革について、それから財政再建について、総論には賛成でいらっしゃいます。しかし、各論になった場合、やはりどこの市町村だって、継続しての事業、あるいは新規にやりたい事業—だから、これだけということ、どこへ行ったって、おっしゃるんです。それを全部、そのとおりに受け入れていたら、先ほども申し上げました260億の、いまだに14年度はまだ足りない財源、これは一体どうなるんでしょう。そして、今まで景気の回復に期待して県がやってきた事業、そういったものもございます。そういったものが、景気の低迷という、これはだれも抗しがたい事実の前でどうすることもできないという事情もある中で、それは私どもが国に対してたくさん文句を言うのと同じように、それぞれの市町村の方が、どんなにこそ悩み、苦しみ、そして県に対しての御要望がいろいろと多いことは、私もそれは十分、嫌というほど、自分の体でも認識をしています。今後、行動計画に沿って具体的な検討を進めてまいりますけれども、市町村に関係のある改革の項目について、個別の検討の中でも十分に協議、調整を行うこととしております。市町村の総合支援制度については、現在実施している市町村の財政実務者を対象とした説明会における議論なども踏まえた上で、市町村等の意見も酌み取りながら、その運用に当たってまいりたいと考えております。

次に、5か年計画に対する私の考えはどうなのか。今後、研究すると言ったがというお話ですけれども、今申し上げたように、経済社会構造の枠組みが変わるほどの大きな変革期にありまして、従来の5か年計画のような形の計画づくりというのは果たして通用するかどうか、わかりません。また、21世紀型の新しい価値観と社会構造の中でつくる計画というのは、これも大変新しい形のものであろうというふうに思いますので、そもそもこれからどのようなものをつくるのかということをも十分研究したいと思っている段階です。
